

大 個 審 第 60 号
(答 申 第 411 号)
令 和 7 月 3 月 12 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 重本 達哉

「府税の賦課徴収関係事務」に係る特定個人情報保護評価の再実施について（答申）

令和7年1月21日付け税政第2771号で諮問のありました標記に係る特定個人情報保護評価書について、次のとおり当審議会の意見を答申します。

審議結果

本評価書は、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に定める審査の観点に基づき点検した結果、指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されていると認められる。

また、本評価書の内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものと認められる。

（答申に関与した委員の氏名）

田口由美子、小西葉子、中尾祐人